



社援協発0519第2号
平成23年5月19日

各都道府県

消費生活協同組合主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長

消費生活協同組合業務室長



消費生活協同組合法施行規則第184条第1項第2号の規定に基づき、平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間の日を末日とする事業年度に係る支払備金として積み立てる金額の特例について

今般、東日本大震災が発生したことを踏まえ、本日「消費生活協同組合法施行規則第184条第1項第2号の規定に基づき、平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間の日を末日とする事業年度に係る支払備金として積み立てる金額の特例を定める件（平成23年5月19日厚生労働省告示第164号）」を告示し適用したところである。

共済事業を行う消費生活協同組合（連合会）は、決算時に既に発生しているが共済金の請求が行われていない共済事故に対する支払に備え、積み立てを行うこととなっているところである（既発生未報告支払備金）（消費生活協同組合法施行規則第184条第1項第2号）。

既発生未報告支払備金として積み立てる金額は、過去3事業年度の積立所要額の実績を基に算出することとなっているが（消費生活協同組合法施行規程第9条第1項）、今般の東日本大震災のため、今後多額の共済金支払い請求が行われることが予想されることから、震災発生日以後1年間に決算日を迎える消費生活協同組合（連合会）について、当該規程にかかわらず、震災の影響を勘案して支払備金の額を計算することができるとするものである。

以上の点を御了知の上、貴管内消費生活協同組合（連合会）に対し、その周知徹底を図るとともに、本告示の円滑な施行について特段の御配慮をお願いする。

なお、この通知は、地方自治法第245条の4第1項の規定による技術的助言である。